

# 予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 4 日（金） 10 時 20 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 上田委員長ほか議長を除く議員 16 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・釧物次長
8. 協議事項  
6 月定例会本会議（7 月 4 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 2 名

## 会議の概要

- ・ 開会 10 時 20 分 散会 10 時 35 分
- ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 7 月 4 日

予算決算常任委員長

上 田 啓 二

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

— 開会 10 : 20 —

**上田委員長** お疲れさまです。本日の出席については、委員 17 名であり、提則数に達しておりますので、只今から予算決算委員会を開会いたします。最初に、委員並びに執行部の皆様に申しあげます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして、委員長と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は委員長関連と呼び続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び等については、1 問等、公式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 13 号令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。審査は、第 1 条歳入歳出予算の補正及び第 2 条地方債の補正を一括し、別紙一覧表に沿って質疑を行います。はじめに、議会事務局所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**企画総務部長** 議会事務局所管につきましては、特に補足説明はございません。

**上田委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑はないようですので、質疑を終わります。次に、財政課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

**企画総務部長** 財政課所管につきましても、特に補足説明はございません。

**上田委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑もないようなので、質疑を終わります。ここで説明委員入れ替えのため暫時休憩いたします。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 21 —

— 開始 10 : 22 —

**上田委員長** 休憩前に引き続き会議を進めます。最後に、都市建設課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**建設部長** それでは、都市建設課所管について補足説明いたします。補正予算書の 10 から 11 ページになります。第 1 目「現年公共土木施設災害復旧費」、事業コード 010 現年公共土木施設災害復旧事業になります。本災害は国庫負担法による災害復旧事業の採択要件に該当しないため、緊急自然災害防止対策事業の起債を活用することとし、1,450 万円を追加補正するものとなります。

**上田委員長** 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑は

ありませんか。

**重廣委員** この説明資料の中に仮復旧工事費というのがみてあります。まず、この発生した法面崩壊が発生した理由についてどのようにお考えになるだろう。確か雨は降ってなかったと私は記憶してるんですが、崩壊した理由はなんでしよう。

**建設課長** 現地の法面につきましては、全体が岩質でありまして、通常は比較的安定したのり面と判断されますが、長い年月によって表層部分の劣化が進行しまして、もろくて若干崩れやすい状況になったところに、前日、前々日と大きな雨ではございませんが、降雨がありましたので、その降雨の影響で崩壊に至ったものだというふうに推測しております。

**重廣委員** 私は知ってる場所なんですけど、ここが崩壊したと聞いて驚いております。この仮復旧工事の中に、崩土撤去というのはわかるんですが、防護柵設置ですよ、仮設ですから。今、この理由がわからない土砂災害の現場においてどのような防護柵を設置されるのか、説明願います。

**維持班長** 土工用の防護柵で、高さが5メートル、全長22メートルの防護柵を設置する予定としております。今でも雨が降ったあとは、小規模な崩落がありますので、それを今度崩落があった場合でも民家に影響がないように計画をしております。

**重廣委員** 私は大型土嚢のようなものを仮に止められるのかなと思っておったのですが、割と大掛かりな防護柵ですね。この防護柵というのは、最終的にこの本格的な法面工事に入った時に色々の防御柵にも兼用されるのかどうか、そのあたりについて説明をお願いします。

**維持班長** 今度、復旧工事に本格的に入った場合で、その土工用防護柵を流用します。

**重廣委員** はい、わかりました。それでは、最終的に今から設計業務が入ってくるわけなんですけど、いつ頃までに完成させ、本工事をどういうふうに考えておられるか、説明願います。

**都市建設課長** 設計業務が終了しまして、本工事の事業費が確定しましたら、補正により予算計上を行いたいと思っておりますが、まずは年度内の契約を目指しておりまして、本復旧工事の完了につきましては、年度内完成が困難というふうに考えております。よって、本復旧工事に関しましては繰越を視野に想定をしております。

**重廣委員** 最後でございしますが、この崩壊した法面ですよ、この所有者。これは市が所有しているものなのか、個人で所有しているものなのか。ただ、いくら、法面工事をいつまでにやりたいと考えておられても、持ち主が違う方がおられましたら、その方の用地買収から入っていかんやいけませんからね。その辺りを

どのように考えておられるか、説明願います。

**都市建設課長** この度公開しました法面に関しましては、背後が山口県の所有の土地になっております。昔、旧道が県道でございましたので、それを市のほうに移管されておりますので、山口県の土地であります。それで、この度の工事で2年前に令和6年3月です。小規模崩壊したところが隣接にありまして、そこもこの度の事業で対策を行いたいと考えておりますが、そこに関しましては地籍図がまだ作成しておりませんので、おそらく民間の方だというふうには考えておりますが、その方とも前回から連絡を取りまして事業を進めておりますので、用地に関しては問題になることはないというふうに考えております。

**上田委員長** ほかにご質疑ございませんか。

**重村委員** では1点だけ。ここの現場っていうのは、元々、山口県の県道であったと思うんですね。それで、新たに油谷のほうに抜けるきちんとした県道が新しく新設されて、早い話県道から払い下げって言いますかね、格下によって市道になったわけですね。その日から長門市の管理・監督の元に路線が維持管理されると思うんです。こういう場所はもう結構たくさんあって、結局、新しい県道がついて市道に格下げになるということは、市道の路線が、思いもなく増えていたりとか、市が管理していかないといけない。しかし、そのように、これは時間が経って経年劣化っていうこともあるかもしれませんが、当時の県道の施工があまりにも芳しくない、そのインフラ整備どんどんやっていった時代の背景があって、その施工自体に現代社会には適用されない法面の角度であったりとか、今あると思うんですよ。そういう県道から市道に、こう配置替えになった時に、例えば県の施策とか、応援とか支援とか、そういったものは申し出られないものなのか、確認をしておきたいと思います。

**都市建設課長** 県道から市のほうに移管される場合には、事前に県と市と一緒に現場のほう、現地確認をしまして、市の要望事項がありましたらそれをお伝えしまして対応していただいているところでございます。だから、不備があるところは対策をされて市に移管されている状況でございます。この度の法面に関しましても、経年劣化、長い年月によって表層が風化したものであって、既存のロックネットの工法に関しましては、通常ああいう法面で採用される工法ではないかというふうに考えておりますので、県の責任という意味では言えないのかなというふうに考えております。

**重村委員** はい。わかりました、見解は。今後、そういう格下げになる道路っていうのは、長門市が、いやいりませんって言っても、これやっぱ市民の生活のためには、県道であったものが長門市道にこうなるっていうことはあると思うんです。課長から言われたように、そういう路線こそどういう問題があるかっていうのをきちんと県と折衝して、例えばそこで何か起こった時っていうのは、そ

の負担割合とか、本当は 1 番改善をしてちゃんと移管してもらうのが 1 番いいですけど、実際にそれは不可能だと思うんですよ。ですから、格差になる路線なんかってというのはどんな問題があるのか。そこらあたりってというのは、今後はよく移管される時に、長門土木建築事務所とこう話をされて、どんな問題が潜んでいるかというのを認識した上で、市道の路線を長門市に吸収していただきたいというふうに思っております。

**都市建設課長** 移管の際に県との確認等々は、今後もしっかり行ってまいりたいと考えております。

**田村大治郎委員** 今現在、この路線というのは通行止めになってるわけですよ。今回の補正を受けまして仮復旧工事が行われますけれども、通行止めの解除の予定ってどのぐらいを目途にしてらっしゃるんでしょうか。

**維持班長** 予算がとおりでしたらすぐ随意契約という形で業者を決めまして、約 2 か月の工事期間を今考えております。

**田村大治郎委員** はい、大体それでわかりました。じゃあ、9 月頃を目処にという感じですか。

**都市建設課長** なるべく段取りが整いましたら早期に開放したいと思いますが、現地在 2 車線、土砂が崩落しておりまして、この度の工事では 2 車線すべてを開放するのではなくて 1 車線を解放して、若干、道は狭まりますが、通行可能な状況にするように考えております。いつ頃かというのは、また今後、仮設材の搬入とか色々業者決まりましてから段取りがございますので、ここではなかなか明言できませんが、なるべく早い時期にそういう通行開放ができるように努めたいと考えております。

**上田委員長** ほかにご質疑ございますか。それでは、今一度、都市建設課全般についてご質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質問もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を散会します。どなたもご苦労様でした。